

自主的避難等対象区域（いわき市）所在の幼稚園を運営する学校法人である申立人が、平成23年7月、教室内への放射性物質の侵入防止のために泥落とし用マットを購入（同年9月代金支払）したことについて、購入額の6割相当額と購入に伴い支給された補助金との差額が賠償された事例。

1318

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人学校法人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

- (1) 平成23年分
  - ア 追加的費用（放射能汚染対策費用）
- (2) 本件和解仲介手続に関する弁護士費用

#### 2 期間

- (1) 第1項1（1）アについて  
平成23年9月16日

### 第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金18,527円の支払義務があることを認める。

（内訳）

#### 1 損害項目

- (1) 平成23年分
  - ア 追加的費用（放射能汚染対策費用） 17,988円
- (2) 本件和解仲介手続に関する弁護士費用 539円

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人代理人及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年10月6日

(仲介委員 石原弘隆)